

公益財団法人アシュラン国際奨学財団 役員等の報酬並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、公益財団法人アシュラン国際奨学財団（以下「この法人」という。）定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤役員とは、週3日以上、1日5時間以上職務を執行する者をいう。
- （3）非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- （4）報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分される。
- （5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）、通勤費及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分される。

（報酬の支給）

第 3 条 常勤役員には、職務の執行の対価として、報酬を支払うことができる。

- 2 非常勤役員及び評議員には、本法人の各種会議（以下「会議」という。）への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。
- 3 監事には、監査に係る職務遂行の対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬の額)

第 4 条 常勤役員の報酬の額は、月額300,000円とする。なお、賞与は支給しない。

- 2 非常勤役員及び評議員への会議出席に係る報酬の額は、一人一律1回当たり20,000円(法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額)とする。
- 3 監事の監査に係る報酬の額は、一事業年度につき一人一律30,000円(法令の定めるところにより控除すべき金額を控除した後の金額)とする。

(報酬の支給日)

第 5 条 常勤役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

- 2 非常勤役員及び評議員への会議出席に係る報酬は、会議の開催日の属する月の翌月10日に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その前営業日とする。
- 3 監事の監査に係る報酬は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月10日に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。ただし、本人が申し出た場合は通貨をもって本人に支給することができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(端数の処理)

第 7 条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(費用)

第 8 条 この法人は、役員等が次の職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払う。

- (1) 会議への出席
- (2) 奨学金贈呈式や奨学生交流会への出席

- (3) 監事監査への出席
 - (4) 印鑑証明を取得する手数料等
 - (5) 前各号に掲げる他、職務遂行上必要な費用
- 2 旅費の支給額については、鉄道・船舶・航空機・自動車その他の運賃及び宿泊費で実費相当額とする。
 - 3 常勤役員には、第1項の各号とは別に通勤に要した交通費実費額を当該通勤月の翌月の報酬の支払日に支払う。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程を改廃する場合は、評議員会において評議員の3分の2以上の議決をもって行う。

(細則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成25年3月9日から改正し施行する。
- 3 この規程は、平成27年6月27日から改正し施行する。
- 4 この規程は、令和3年3月20日から改正し施行する。